

若葉会館の臨時休館について

若葉図書館において、屋外キュービクルの更新作業を実施するにあたり、同図書館の2階にある若葉会館も停電となるため、立川市学習等供用施設条例第4条の2第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり臨時休館といたしたい。

記

1. 臨時休館期間

令和7年1月14日（火）及び15日（水）

2. 休業する業務

若葉会館の指定管理者が行う業務の全て

3. 周知方法

- （1）「広報たちかわ」12月10日号に掲載
- （2）第20回教育委員会定例会承認後、市ホームページの掲載
- （3）館内掲示
- （4）令和6年11月1日（金）一斉受付時に来館者へ周知